

都労委、日本 IBM に 2 回目の要望書 賃金減額強行に“待った” 「紛争の拡大を抑えることを強く要望」

2014年4月21日の特別号外にて、東京都労働委員会から会社に対して紛争の拡大を招くような行為を抑えるよう、要望書が出されたことを報告しました。それでも会社は今年の7月1日付賃金減額を十分な協議もせずに強行しようとしてしました。そこで組合は6月13日に再度申し立てを行ったところ、都労委より以下の要望書が6月27日に極めて迅速に出されました。

都労委平成25年不第86号事件に関連して、当委員会は、担当三者委合議の上、平成26年4月11日付けで、労使双方に対し、本件が当委員会に係属していることに鑑み、紛争の拡大を招くような行為を抑えるなど、格段の配慮を払われない旨の要望書を交付したが、平成26年6月13日、申立人らから再度、同様の趣旨の審査の実効確保の措置勧告申立てがなされるに至ったことは、きわめて遺憾である。

労使双方においては、上記要望書を遵守するとともに、被申立人においても、上記要望書の趣旨を十分踏まえ、紛争の拡大を招くおそれのある行為を抑えるなど、格段の配慮を払われることを、強く要望する。

今回の要望書の特徴は、組合が再度申し立てを行うに至った会社の行いについて「きわめて遺憾である」と断罪したことです。さらに、「被申立人」という言葉をあえて挿入し、会社に対して要望書の趣旨を十分踏まえ、紛争の拡大を抑えるよう、すなわち、賃金減額の強行を行わないよう「強く」要望した点です。わずか3ヶ月の間に2回も要望書が出されるのは異例なことです。会社は都労委の要望書に従って、これ以上の横暴な行いを直ちに止めるべきです。